

「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の第四次改訂に伴う  
パブリックコメントの実施結果について

令和3年3月24日  
家庭支援課

「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画第四次改訂版」(案)について、パブリックコメントを実施しましたので、その結果を報告します。

### 1 実施結果

- (1) 意見募集期間 令和3年3月2日(火)から3月16日(火)まで
- (2) 周知方法
  - ・ホームページへの掲載
  - ・新聞広告の掲載
  - ・県民参画協働課、各総合事務所、市町村窓口等におけるチラシの配架
- (3) 意見受付件数 3件(2名)

### 2 主な意見及びその対応方針

主な意見	対応方針
意見① 子どもがDVの様子を目にすると精神的に大きなダメージを受ける。また自身も同じことをしてしまう可能性がある。心のケアやカウンセリングを実施していかなければならない。	【盛り込み済み】 子どもの目の前で行われるDVは、児童虐待のひとつにあたり、「著しい心理的外傷を与える行為」とされる。DVを見てきた子どもたちに対しては、その人格と権利を尊重しながら、個々の状況に応じて一時保護施設や配偶者暴力相談支援センター、児童相談所を含む関係機関が緊密に連携し、カウンセリング等による心のケアをはじめとした支援を引き続き実施する。
意見② 何らかの不満の蓄積がDVを誘発していると考えられる。加害者の持つ不満の要因に対する支援を強化することでDVを低減させてはどうか。	【追記する】 「配偶者暴力相談支援センターを含む各種相談機関等は、被害者及び加害者相談を通して、暴力に繋がる可能性のある生活上の課題等の把握に努め、その解決に資する支援を関係機関と連携して行う。」旨を追記し、明確に計画に取組を位置付ける。
意見③ 現在の計画では被害者支援に重点が置かれているが、加害者となった後の支援のみでなく、加害者とならないための取組が必要である。	【盛り込み済み】 デートDV予防啓発学習や広報啓発等により、誰もが被害者にも加害者にもならない、暴力を許さない社会づくりを推進している。特に四次改訂においては、若年の段階から非暴力や自分も他の人も大切にすることを学ぶ「デートDV予防啓発学習」を重点実施することとしている。

### 3 計画の概要

- (1) 根拠  
「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号)第2の3の規定に基づく計画
- (2) 計画期間  
令和3年4月から令和8年3月までの5年間
- (3) 計画の構成  
「暴力を許さない社会づくり」「安心して相談できる体制づくり」「安全な保護体制づくり」「被害者の自立支援体制づくり」「苦情解決体制づくり」「民間支援団体等支援体制づくり」の6つの基本テーマに沿って、それぞれの支援の取組とその方向性を示している。

### 4 今後の予定

- 令和3年3月24日 常任委員会報告
- 4月 施行